

犯罪被害者支援事業について

2016.2.2

中央大学・小木曾綾

1. 犯罪被害者支援の3つの柱
 - ① 経済的支援
 - ② 精神的支援など
 - ③ 刑事手続への関与
2. 経済的支援と精神的支援など
 - ① 経済的支援
 - (ア) 犯罪被害者等給付金（国からの見舞い）
 - (イ) 犯罪被害者支援基金（人の生命又は身体を害する犯罪行為による死亡または重障害を受けた者の子弟のうち経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の給与などの支援事業）
 - (ウ) 被害回復給付金（刑事裁判によって犯人から没収・追徴した財産をその事件の被害者に給付）
 - (エ) 預保納付金（振り込め詐欺救済法の被害者救済手続を経ても、被害者に返金されなかった残金による被害者支援事業）
3. 預保納付金に基づく事業について
 - ① 経済的支援の理念
 - (ア) 社会の連帯
 - (イ) 加害者からの不当利得の剥奪とその被害者への返還
 - (ウ) 加害と被害を集合的にとらえた不当利得の返還
 - ② 使途について
 - (ア) 人件費
 - A) 専任支援員確保と後継者育成のための人件費の必要
 - (イ) 24時間 365日
 - A) 相談時間の延長、週末・祝日への拡大
 - B) 性犯罪専門の窓口がないところでの相談時間の延長・拡大の必要
 - (ウ) 緊急支援金
 - A) 将来的には自治体に委ねるにせよ、その体制が整うまでの支援団体を通じた支援の必要